

鹿角都市計画道路の変更について

令和7年3月11日審議

秋田県都市計画審議会会長

鹿角都市計画道路の変更（秋田県決定）

1. 都市計画道路中 3・3・2 号陣場中野線ほか 6 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・2	陣場中野線	鹿角市十和田毛馬内字上陣場	鹿角市十和田毛馬内字上寄熊	鹿角市十和田毛馬内字上陣場	約 540m	地表式	2 車線	22m	幹線街路との平面交差 1 箇所	
	3・4・4	毛馬内下川原線	鹿角市十和田毛馬内字横道	鹿角市花輪字鉄砲	鹿角市十和田錦木字下野田	約 6, 280m	地表式	2 車線	18. 5m	JR 花輪線との立体交差 1 箇所、幹線街路との平面交差 2 箇所、区画街路との平面交差 1 箇所	
	3・4・7	下夕町高井田線	鹿角市花輪字合ノ野	鹿角市花輪字高井田	鹿角市花輪字六月田, 花輪字上花輪	約 3, 280m	地表式	2 車線	16m	幹線街路との平面交差 5 箇所	
	3・4・16	花輪通線	鹿角市花輪字下花輪	鹿角市花輪字上花輪	鹿角市花輪字中花輪	約 980m	地表式	2 車線	16m	幹線街路との平面交差 4 箇所	
	3・5・14	下夕町線	鹿角市花輪字下夕町	鹿角市花輪字下花輪	鹿角市花輪字柴切田	約 1, 030m	地表式	2 車線	12m	幹線街路との平面交差 2 箇所	
	3・5・17	花輪尾去沢線	鹿角市花輪字新田町	鹿角市尾去沢字山根	鹿角市花輪字堰根川原, 尾去沢字下モ平	約 690m	地表式	2 車線	16m	JR 花輪線との平面交差 1 箇所、幹線道路との平面交差 1 箇所	
	3・6・19	十和田通線	鹿角市十和田大湯字荒瀬	鹿角市十和田大湯字下川原	鹿角市十和田大湯字川原ノ湯	約 1, 800m	地表式	2 車線	11m	幹線街路との平面交差 4 箇所	

「区域および構造は計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路中 3・5・13 号毛馬内通線及び 3・6・20 号大湯通線を廃止する。

「区域および構造は計画図表示のとおり」

人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、将来都市計画道路網を検討した結果、次のとおり変更を行う。

3・3・2 号陣場中野線、3・4・7 号下夕町高井田線、3・5・14 号下夕町線及び 3・6・19 号十和田通線については、接続する他の都市計画道路の廃止に伴い、構造について所要の変更を行うとともに、新たに車線数を 2 車線に決定する。

3・4・4 号毛馬内下川原線については、接続する他の都市計画道路の廃止に伴い、区域及び構造について所要の変更を行うとともに、新たに車線数を 2 車線に決定する。

3・4・16 号花輪通線については、接続する他の都市計画道路の廃止に伴い、区域について所要の変更を行う。

3・5・13 号毛馬内通線及び 3・6・20 号大湯通線については、全線を廃止する。

3・5・17 号花輪尾去沢線については、尾去沢字山根地内から終点までの未整備区間を廃止し、位置、区域及び構造について所要の変更を行うとともに、新たに車線数を 2 車線に決定する。

変更理由書

鹿角市の長期未着手の都市計画道路について、令和４年から「鹿角市総合都市交通体系調査」を実施し、現況交通量について調査するとともに、将来交通量推計等に基づき長期未着手の区間の再評価を行い、令和５年に都市計画道路の見直し方針を定めたところである。

今回は、その方針に基づき変更するものであり、各路線の主な変更理由は以下のとおりである。

3・3・2 号陣場中野線

3・3・2 号陣場中野線は、当初、市内交通量の増大に対処するため、昭和 51 年に都市計画道路として決定されている。

当路線は、毛馬内・錦木地区と大湯地区を結ぶ主要幹線道路として位置づけられている。

今回、都市計画法施行令第 6 条により車線数を決定するにあたり、既計画で 2 車線を想定していること、将来の交通量が 2 車線相当の交通量となっていること、現道が 2 車線の道路として供用されていることから、当路線についてはその重要性などを踏まえ、2 車線として決定するものである。

その他、当路線と接続する 3・4・5 号中野浜田線の廃止(鹿角市決定)に伴い、地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更する。

3・4・4 号毛馬内下川原線

3・4・4 号毛馬内下川原線は、昭和 51 年の当初決定後、平成 10 年に花輪・尾去沢地区と毛馬内・錦木地区の両拠点の連携強化と交通環境の改善に対処するため、延長を 2,620mから 6,280 m、幅員を 16mから 18.5mに都市計画を変更し、現在の計画となっている。

当路線は、南北方向の都市の骨格を形成するとともに、市街地間や周辺都市との交流・連携を支える主要幹線道路として位置づけられている。

今回、都市計画法施行令第 6 条により車線数を決定するにあたり、既計画で 2 車線を想定していること、将来の交通量が 2 車線相当の交通量となっていること、現道が 2 車線の道路として供用されていることから、当路線についてはその重要性などを踏まえ、2 車線として決定するものである。

その他、当路線と接続する 3・4・5 号中野浜田線の廃止(鹿角市決定)と 3・5・13 号毛馬内通線の廃止(秋田県決定)に伴い、交差点部分の区域の変更及び、地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更する。

3・4・7 号下夕町高井田線

3・4・7 号下夕町高井田線は、昭和 30 年に都市計画道路として決定後、交通の安全確保を図るため、平成 8 年に一部区間の幅員を 12m から 16m に都市計画変更をし、現在の計画となっている。

当路線は、南北方向の都市の骨格を形成するとともに、市街地の間や周辺都市との交流・連携を支える主要幹線道路として位置づけられている。

今回、都市計画法施行令第 6 条により車線数を決定するにあたり、既計画で 2 車線を想定していること、将来の交通量が 2 車線相当の交通量となっていること、現道が 2 車線の道路として供用されていることから、当路線についてはその重要性などを踏まえ、2 車線として決定するものである。

その他、当路線と接続する 3・4・9 号久保田古館線の一部区間の廃止(鹿角市決定)と 3・5・15 号六月田線の廃止(鹿角市決定)に伴い、地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更する。

3・4・16 号花輪通線

3・4・16 号花輪通線は、昭和 30 年の当初決定後、平成 11 年に 3・4・11 号舟場上野線の拡幅より交差点区域を変更し、現在の計画となっている。

当路線と接続する 3・4・11 号舟場上野線の一部区間の廃止(鹿角市決定)に伴い、交差点部分の区域を変更する。

3・5・13 号毛馬内通線

3・5・13 号毛馬内通線は、昭和 51 年に市内交通量の増大に対処するため都市計画道路として決定された路線であり、現在、全区間が未整備となっている。

当該路線を整備した場合、路線上の神社や商店街の建物の移転が発生し、沿道店舗に悪影響を及ぼす恐れがあること、また、用地補償に多大な事業費が必要となるなど、既定計画での整備の実現性が低くなっている。また、当該路線を廃止した場合、周辺都市計画道路網への影響は小さい。

以上の理由から、3・5・13 号毛馬内通線の全区間を廃止する。

3・5・14 号下夕町線

3・5・14 号下夕町線は、昭和 30 年に都市計画道路として決定され、昭和 54 年に交通の緩和と児童の安全確保のため一部幅員を 12mから 16mに都市計画変更をし、現在、一部区間が未整備となっている。

当路線は、小坂地区と市街地を結ぶ拠点ネットワーク道路と主要幹線道路を補完する都市幹線道路として位置づけられている。

今回、都市計画法施行令第 6 条により、車線数を決定するにあたり、既計画で 2 車線を想定していること、将来の交通量が 2 車線相当の交通量となっていること、現道が 2 車線の道路として供用されていることから、当路線についてはその重要性などを踏まえ、2 車線として決定するものである。

その他、当路線と接続する 3・5・15 号六月田線の廃止(鹿角市決定)と 3・4・9 号久保田古館線の一部区間の廃止(鹿角市決定)に伴い、交差点部分の区域の変更及び、地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更する。

3・5・17 号花輪尾去沢線

3・5・17 号花輪尾去沢線は、昭和 30 年の当初決定後、平成 8 年に交差点の変更に伴い起点位置を変更し、現在、一部区間が未整備となっている。

当路線は、花輪・尾去沢地区を結ぶ拠点ネットワーク道路と主要幹線道路を補完する都市幹線道路として位置づけられている。

近年、人口減少に伴い交通需要も減少傾向にあり、当路線西側の尾去沢字山根地内から終点までの未整備区間の必要性が低下しており、当該区間を整備した場合、墓地と尾去沢中学校に悪影響を及ぼす恐れがあり実現性も低くなっている。また、当該区間を廃止した場合、周辺都市計画道路網への影響は小さい。

今回、都市計画法施行令第 6 条により、車線数を決定するにあたり、既計画で 2 車線を想定していること、将来の交通量が 2 車線相当の交通量となっていること、現道が 2 車線の道路として供用されていることから、当路線についてはその重要性などを踏まえ、2 車線として決定するものである。

以上の理由から、3・5・17 号花輪尾去沢線の一部区間を廃止し、終点、主な経過地、延長、幅員を変更する。

また、当路線と接続する 3・4・8 号駅西鏡田線の廃止(鹿角市決定)に伴い、地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更する。

3・6・19 号十和田通線

3・6・19 号十和田通線は、昭和 28 年に当初決定後、昭和 51 年に路線番号を 3・6・9 から 3・6・19 に都市計画を変更し、現在の計画となっている。

当路線は、大湯地区の東西軸として大湯地区内外の交流と連携を支える主要幹線道路として位置づけられている。

今回、都市計画法施行令第 6 条により車線数を決定するにあたり、既計画で 2 車線を想定していること、将来の交通量が 2 車線相当の交通量となっていること、現道が 2 車線の道路として供用されていることから、当路線についてはその重要性などを踏まえ、2 車線として決定するものである。

その他、当路線と接続する 3・4・3 号大湯中央線の一部区間の廃止(鹿角市決定)、3・6・20 号大湯通線(秋田県決定)、3・6・23 号上の湯線(鹿角市決定)の廃止に伴い、地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更する。

3・6・20 号大湯通線

3・6・20 号大湯通線は、昭和 28 年に当初決定後、昭和 51 年に路線番号を 3・6・8 号から 3・6・20 号に都市計画を変更し、現在、全区間が未整備となっている。

当初、大湯温泉の発展に伴う交通量の増大に対処するため決定されたが、近年大湯温泉の観光客が減少傾向にあり、将来交通需要も減少すると予想され必要性が低下しており、当該路線を整備した場合、大規模な介護施設や沿道家屋の移転が発生し、施工に多大な事業費が必要となるなど、既定計画での実現性も低くなっている。また、当該路線を廃止した場合、周辺都市計画道路網への影響は小さい。

以上の理由から、3・6・20 号大湯通線の全区間を廃止する。

鹿角都市計画道路の変更（秋田県決定）新旧対照表

【変更前】

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・2	陣場中野線	鹿角市十和田毛馬内字上陣場	鹿角市十和田毛馬内字上寄熊	十和田毛馬内字下寄熊	約 540m	地表式	—	22m	幹線街路と平面交差 2 箇所	
	3・4・4	毛馬内下川原線	鹿角市十和田毛馬内字横道	鹿角市花輪字鉄砲	十和田錦木字下野田	約 6,280m	地表式	—	18.5m	JR 花輪線と立体交差 1 箇所、幹線街路と平面交差 4 箇所	
	3・4・7	下夕町高井田線	鹿角市花輪字合ノ野	鹿角市花輪字高井田	花輪字六月田、花輪字上花輪	約 3,280m	地表式	—	16m	幹線街路と平面交差 3 箇所	
	3・4・16	花輪通線	鹿角市花輪字下花輪	鹿角市花輪字上花輪	花輪字中花輪	約 980m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と平面交差 4 箇所	
	3・5・13	毛馬内通線	鹿角市十和田毛馬内字毛馬内	鹿角市十和田毛馬内字休堂	十和田毛馬内字毛馬内	約 560m	地表式	—	12m	東北縦貫高速自動車道と立体交差	
	3・5・14	下夕町線	鹿角市花輪字下夕町	鹿角市花輪字沢小路	花輪字柴切田	約 1,030m	地表式	—	12m	—	
	3・5・17	花輪尾去沢線	鹿角市花輪字新田町	鹿角市尾去沢字軽井沢	花輪字堰根川原尾去沢字上山	約 2,780m	地表式	—	12m	JR 花輪線と平面交差、幹線道路と平面交差 2 箇所	
	3・6・19	十和田通線	鹿角市十和田大湯字荒瀬	鹿角市十和田大湯字下の湯	十和田大湯字川原の湯	約 1,800m	地表式	—	11m	幹線街路と平面交差 6 箇所	
	3・6・20	大湯通線	鹿角市十和田大湯字上の湯	鹿角市十和田大湯字川原ノ湯	十和田大湯字大湯	約 1,240m	地表式	—	8m	幹線街路と平面交差 7 箇所	

【変更後】

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・2	陣場中野線	鹿角市十和田毛馬内字上陣場	鹿角市十和田毛馬内字上寄熊	鹿角市十和田毛馬内字上陣場	約 540m	地表式	2 車線	22m	幹線街路との平面交差 1 箇所	
	3・4・4	毛馬内下川原線	鹿角市十和田毛馬内字横道	鹿角市花輪字鉄砲	鹿角市十和田錦木字下野田	約 6,280m	地表式	2 車線	18.5m	JR 花輪線との立体交差 1 箇所、幹線街路との平面交差 2 箇所、区画街路との平面交差 1 箇所	
	3・4・7	下夕町高井田線	鹿角市花輪字合ノ野	鹿角市花輪字高井田	鹿角市花輪字六月田、花輪字上花輪	約 3,280m	地表式	2 車線	16m	幹線街路との平面交差 5 箇所	
	3・4・16	花輪通線	鹿角市花輪字下花輪	鹿角市花輪字上花輪	鹿角市花輪字中花輪	約 980m	地表式	2 車線	16m	幹線街路との平面交差 4 箇所	
	3・5・13	毛馬内通線	鹿角市十和田毛馬内字毛馬内	鹿角市十和田毛馬内字休堂	十和田毛馬内字毛馬内	約 560m	地表式	—	12m	東北縦貫高速自動車道と立体交差	廃止
	3・5・14	下夕町線	鹿角市花輪字下夕町	鹿角市花輪字下花輪	鹿角市花輪字柴切田	約 1,030m	地表式	2 車線	12m	幹線街路との平面交差 2 箇所	
	3・5・17	花輪尾去沢線	鹿角市花輪字新田町	鹿角市尾去沢字山根	鹿角市花輪字堰根川原尾去沢字下モ平	約 690m	地表式	2 車線	16m	JR 花輪線との平面交差 1 箇所、幹線街路との平面交差 1 箇所	
	3・6・19	十和田通線	鹿角市十和田大湯字荒瀬	鹿角市十和田大湯字下川原	鹿角市十和田大湯字川原ノ湯	約 1,800m	地表式	2 車線	11m	幹線街路との平面交差 4 箇所	
	3・6・20	大湯通線	鹿角市十和田大湯字上の湯	鹿角市十和田大湯字川原ノ湯	十和田大湯字大湯	約 1,240m	地表式	2 車線	8m	幹線街路と平面交差 7 箇所	廃止

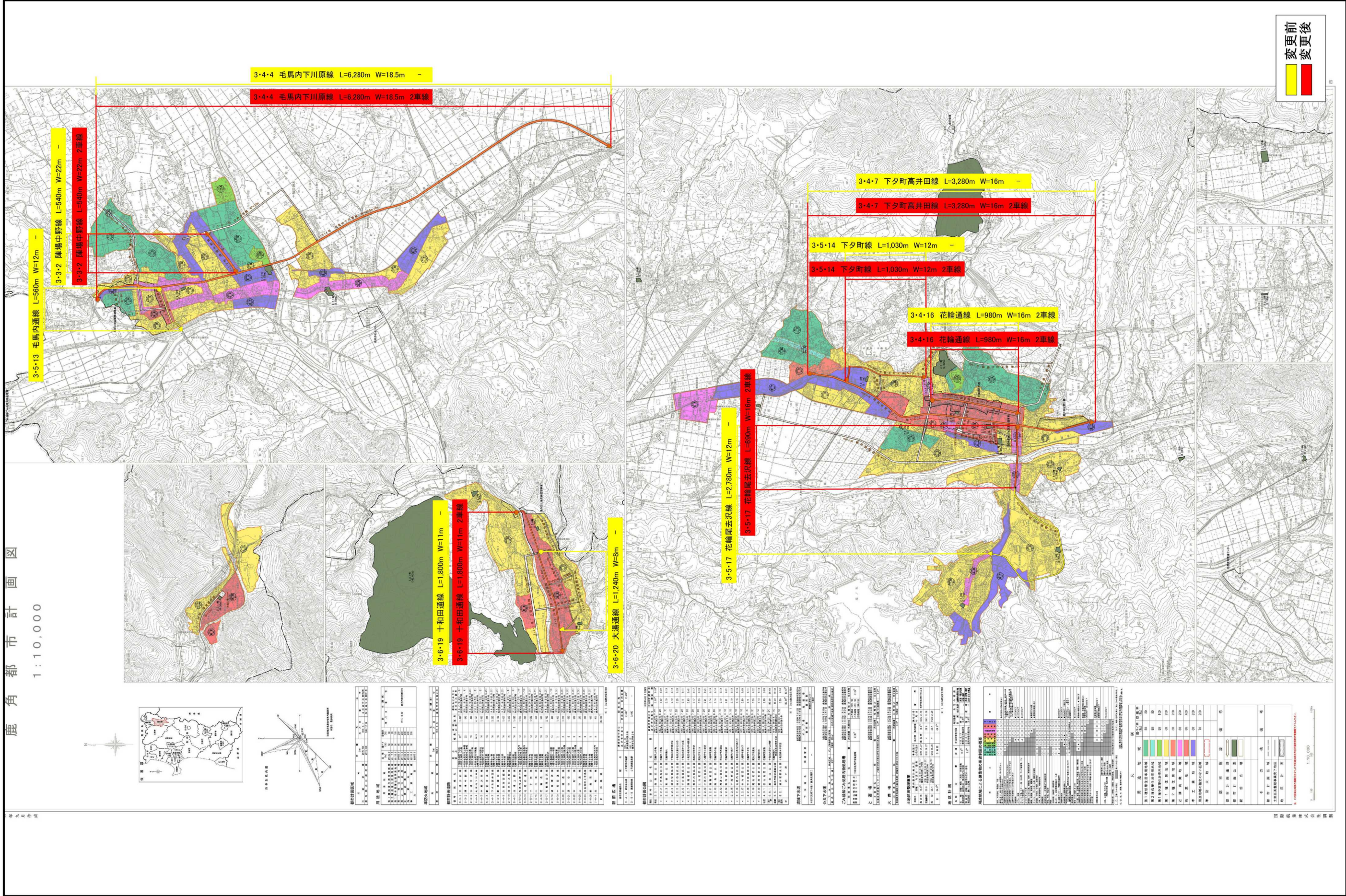
都市計画策定の経緯の概要

鹿角都市計画道路の変更

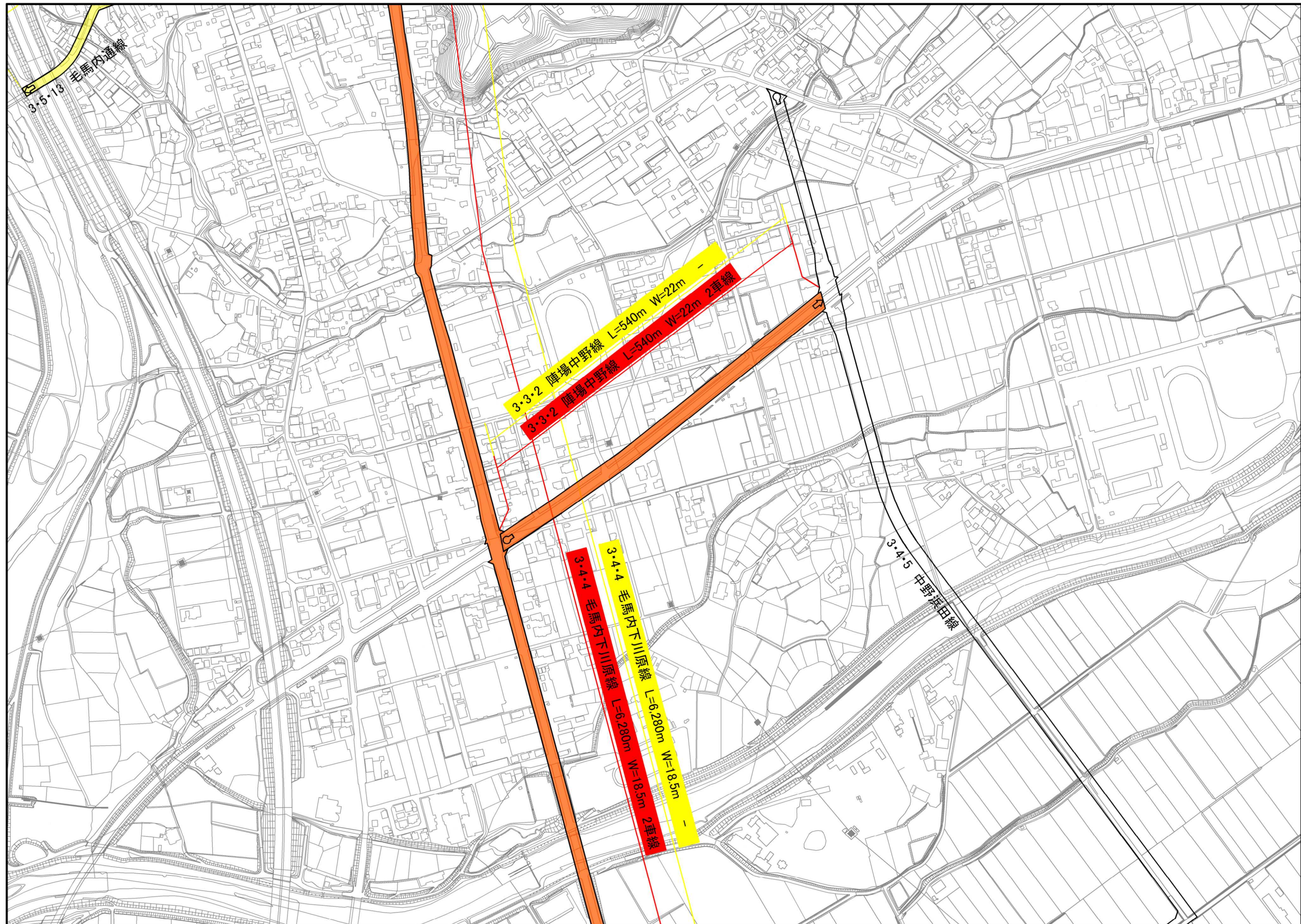
事項	時期	備考
住民説明会	令和 6 年 1 月 24 日、29 日	
第 18 条 3 項大臣同意 下協議	令和 6 年 10 月 18 日	県→国
計画案の送付	令和 6 年 10 月 21 日	市→県
第 18 条 3 項大臣同意 事前協議	令和 6 年 11 月 11 協議 令和 6 年 12 月 4 回答	県→国
市への意見聴取	令和 6 年 12 月 12 日	県→市
市都市計画審議会	令和 7 年 1 月 24 日	
市からの意見聴取の回答	令和 7 年 1 月 29 日	市→県
計画案の縦覧	令和 7 年 1 月 7 日～21 日	
県都市計画審議会	令和 7 年 3 月 11 日(予定)	
第 18 条 3 項大臣同意 本協議	令和 7 年 3 月(予定)	
決定告示	令和 7 年 4 月(予定)	
関係機関との協議経過		
①公安委員会	令和 6 年 8 月 9 日協議	
②道路管理者（県）	令和 6 年 8 月 9 日、19 日下協議 令和 6 年 10 月 29 日本協議 令和 6 年 11 月 5 日本協議回答	23 条第 6 項協議 〃 〃
③公園管理者	なし	
④河川管理者(県)	令和 6 年 8 月 19 日協議	
⑤ J R	なし	

⑥農政部局（県）	なし	
⑦その他 ネクスコ東日本	令和 6 年 8 月 27 日協議	

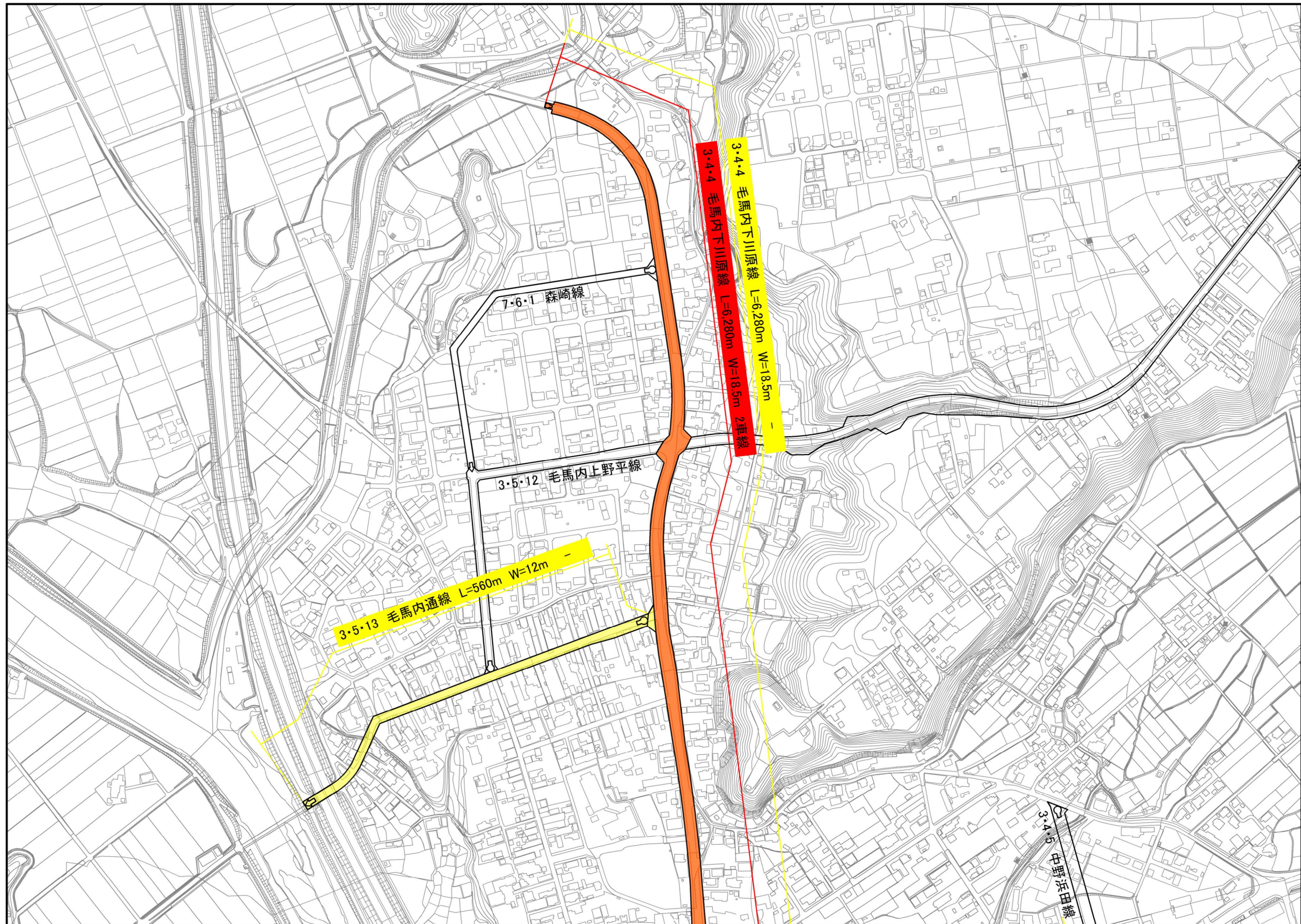
総括図 3・3・2 陣場中野線ほか（秋田県決定）



計画図 3・3・2 陣場中野線 その1 (秋田県決定)



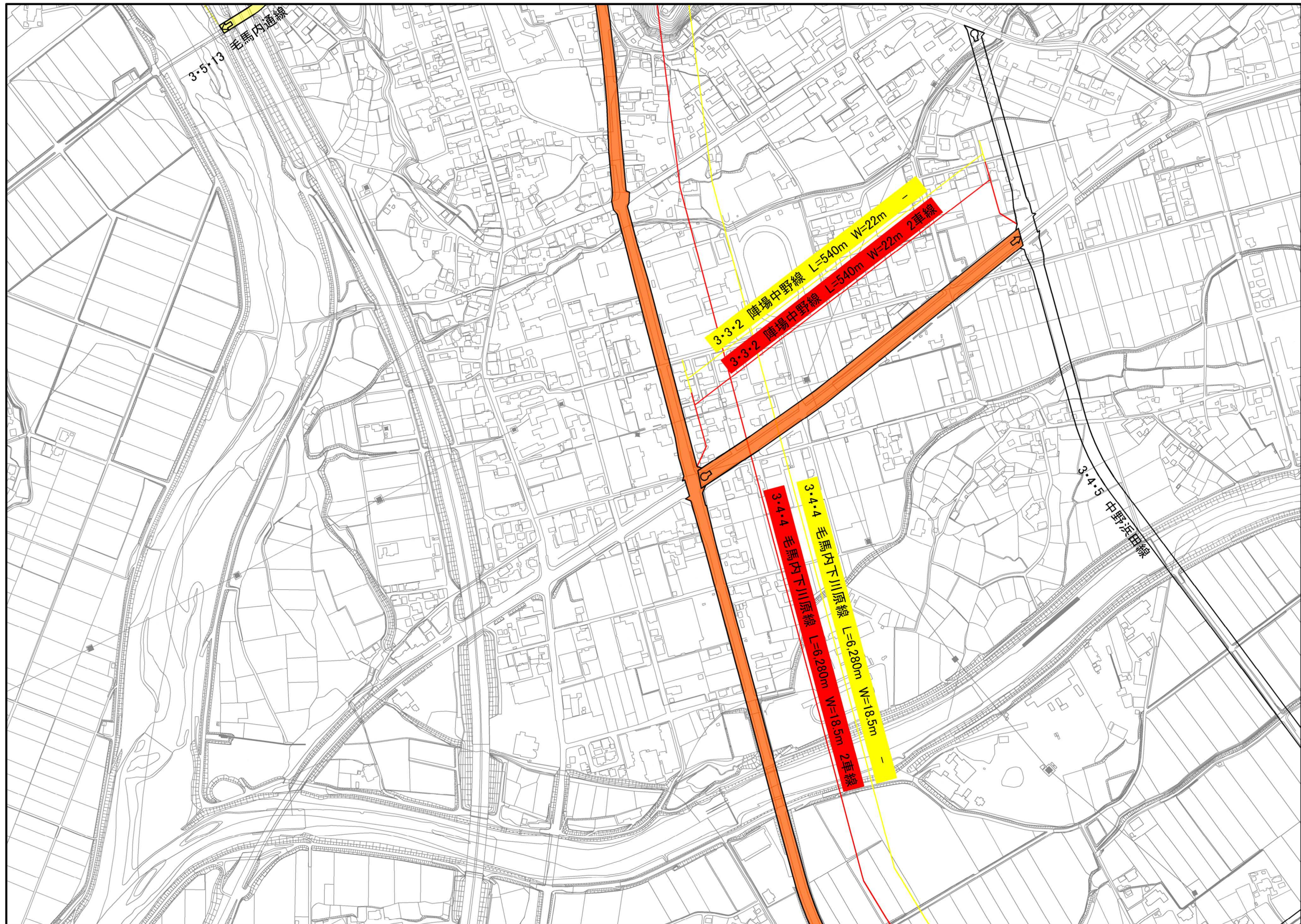
計画図 3・4・4 毛馬内下川原線 その1 (秋田県決定)



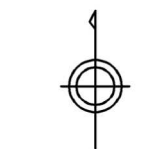
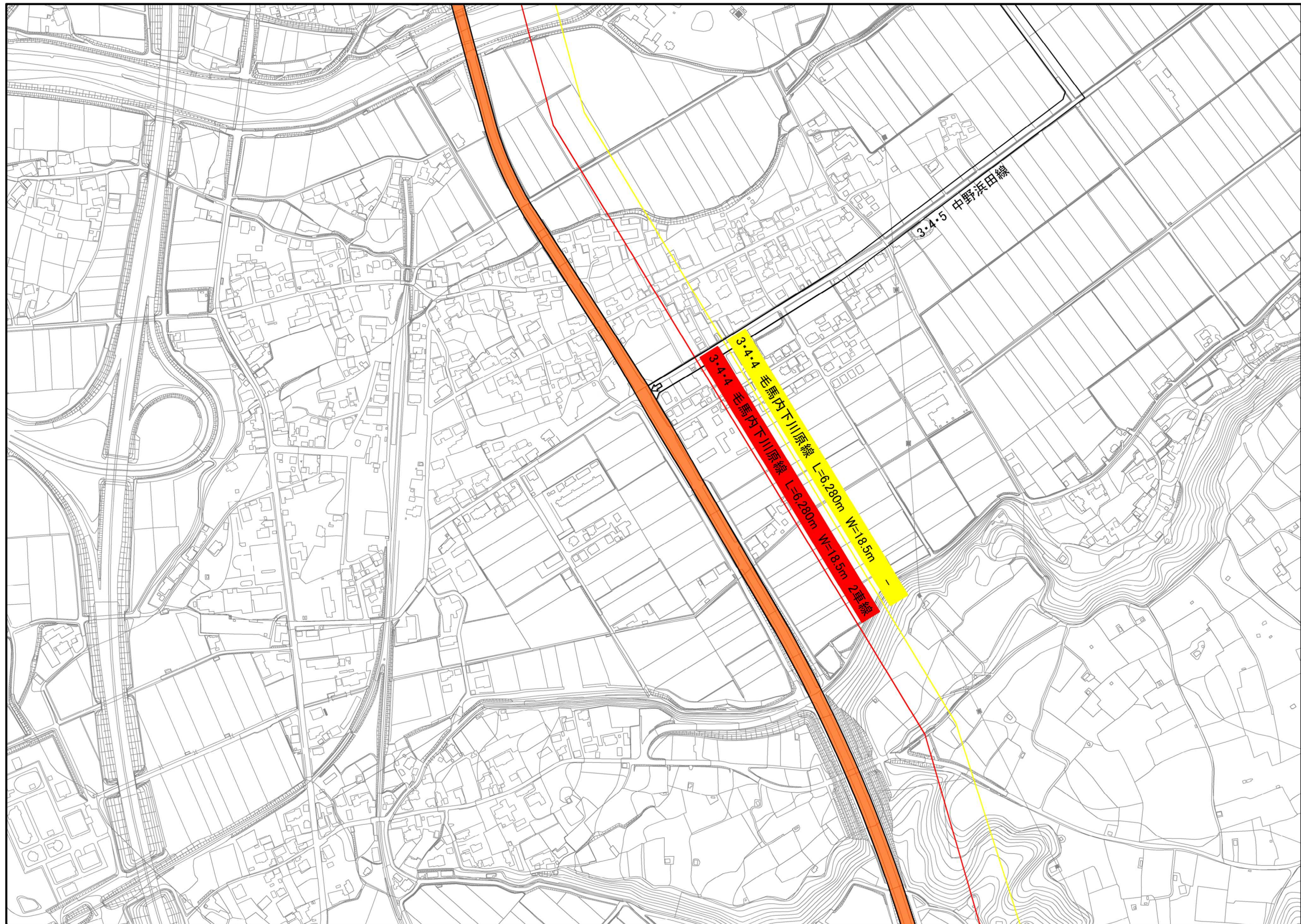
1:2,500

0 50 100 200 300 400 500m

計画図 3・4・4 毛馬内下川原線 その2 (秋田県決定)



計画図 3・4・4 毛馬内下川原線 その3 (秋田県決定)

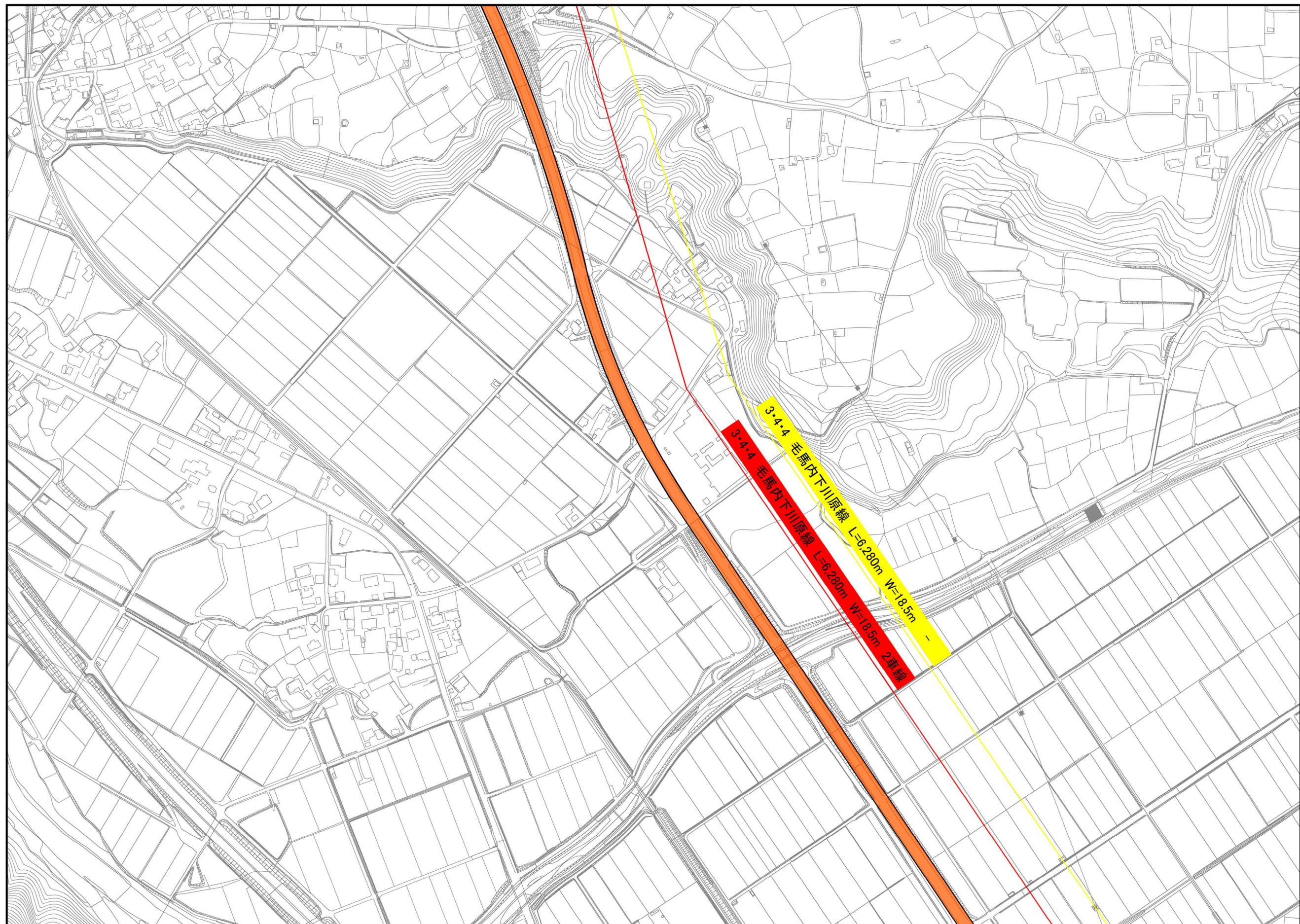


変更前
変更後

1:2,500

0 50 100 200 300 400 500m

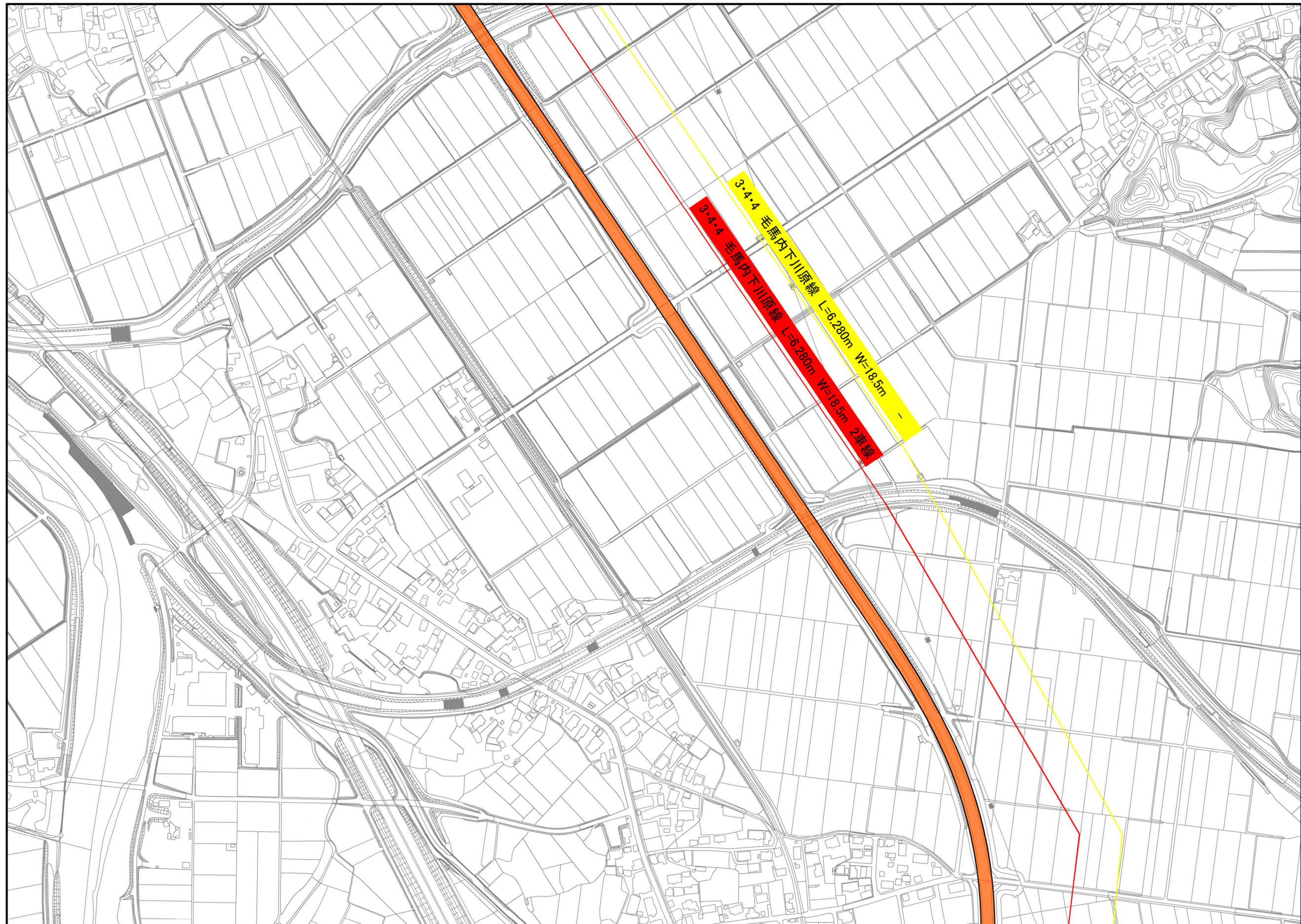
計画図 3・4・4 毛馬内下川原線 その4 (秋田県決定)



1:2,500

0 50 100 200 300 400 500m

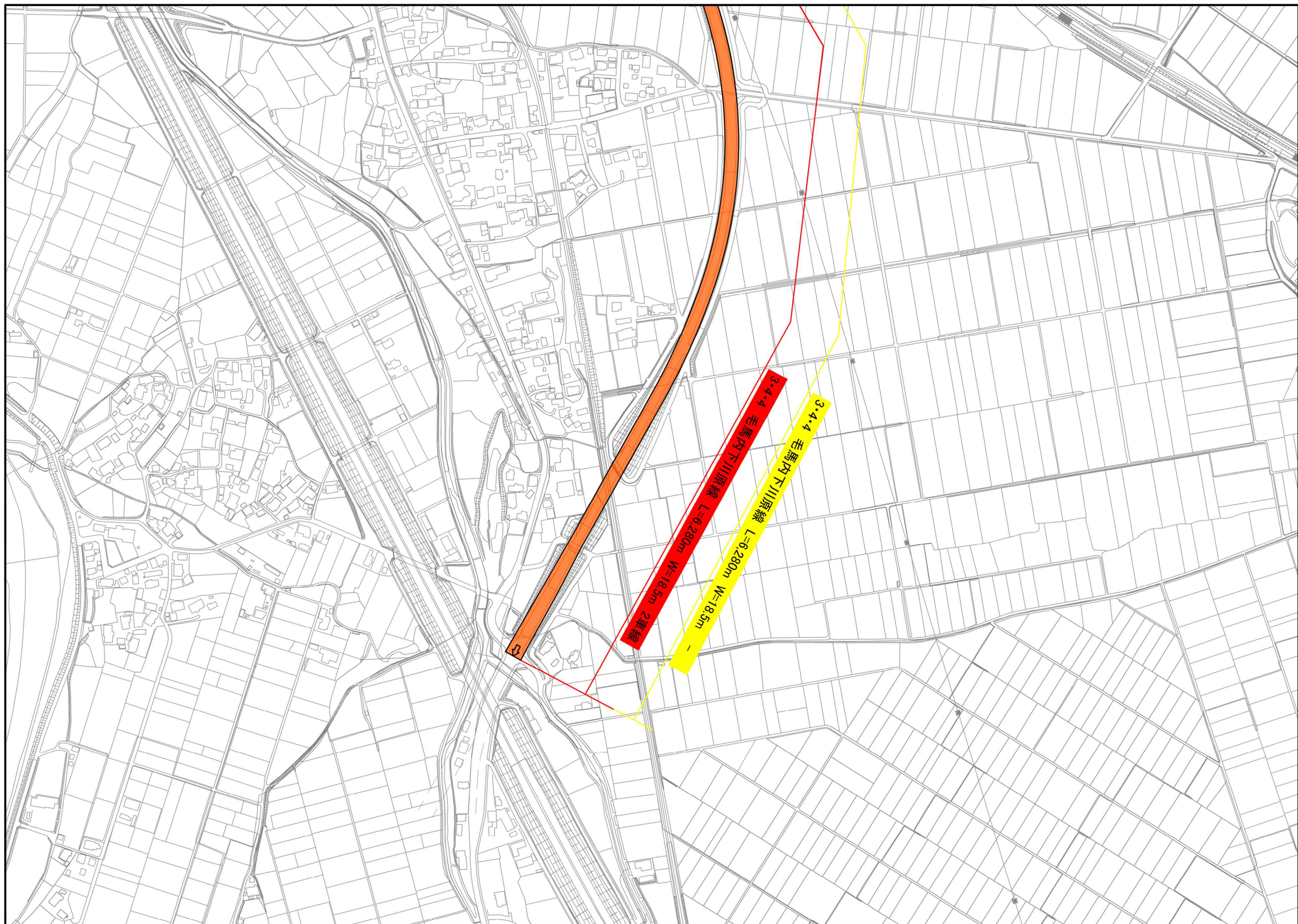
計画図 3・4・4 毛馬内下川原線 その5 (秋田県決定)



1:2,500

0 50 100 200 300 400 500m

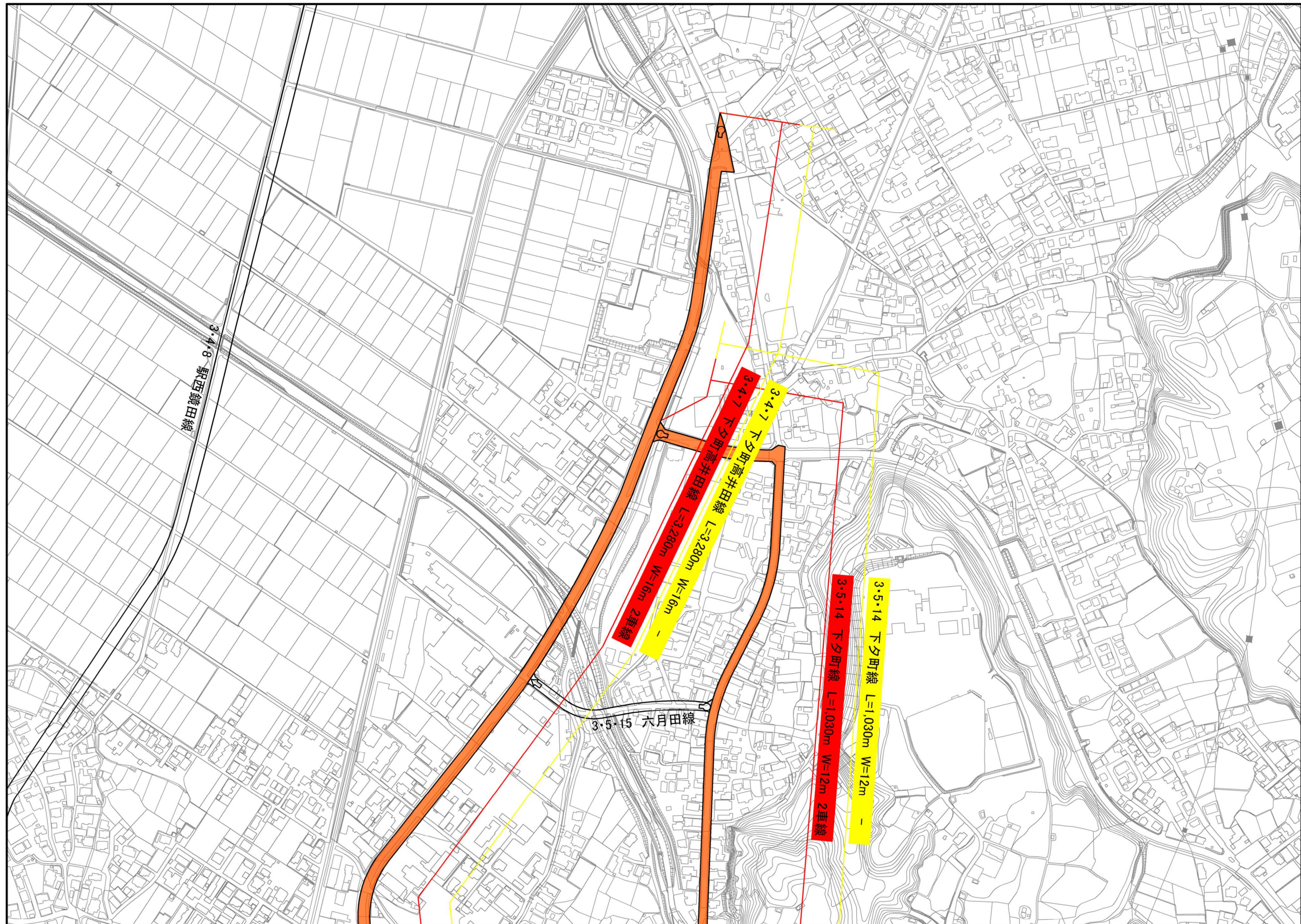
計画図 3・4・4 毛馬内下川原線 その6 (秋田県決定)



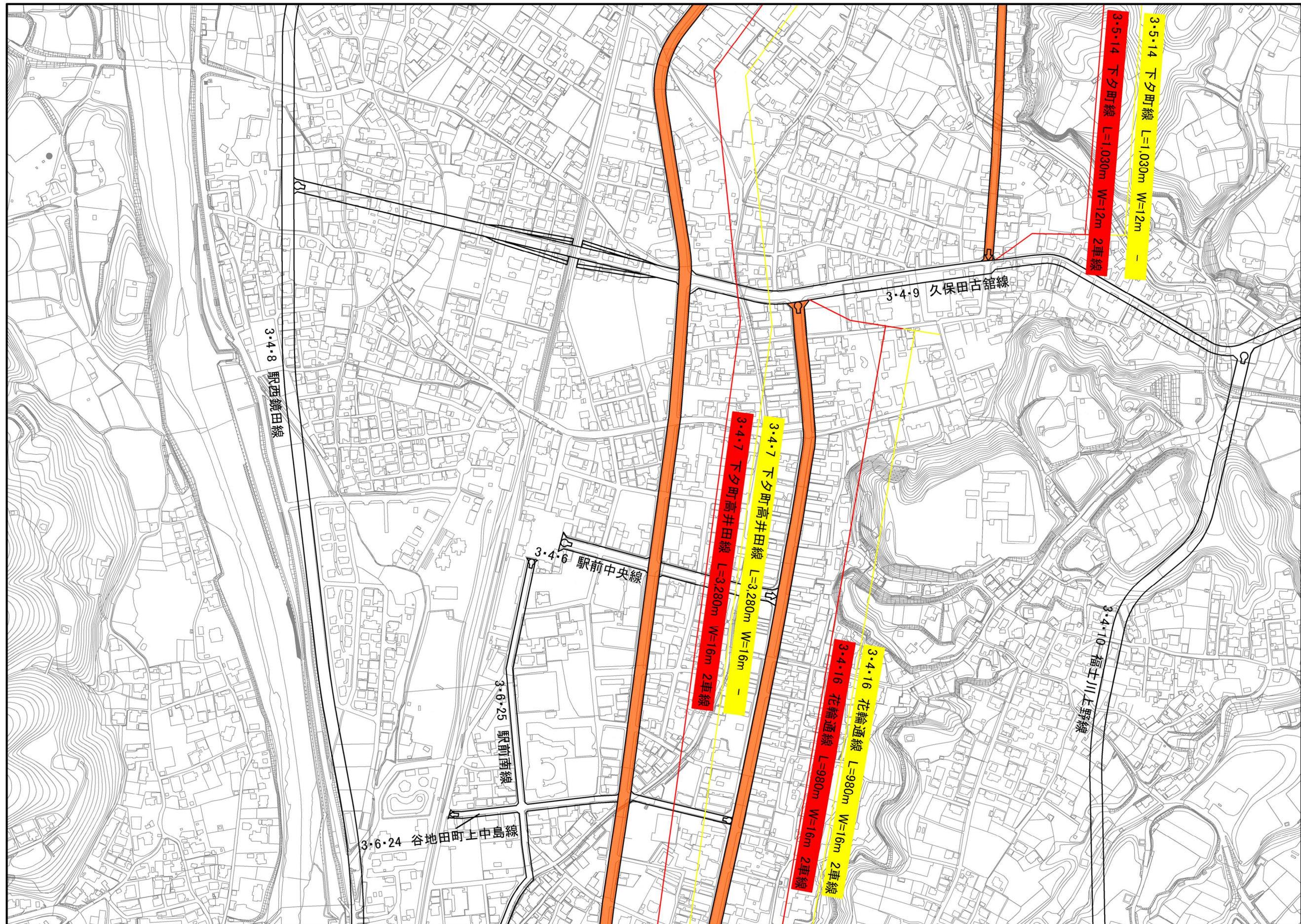
1:2,500

0 50 100 200 300 400 500m

計画図 3・4・7 下夕町高井田線 その1 (秋田県決定)



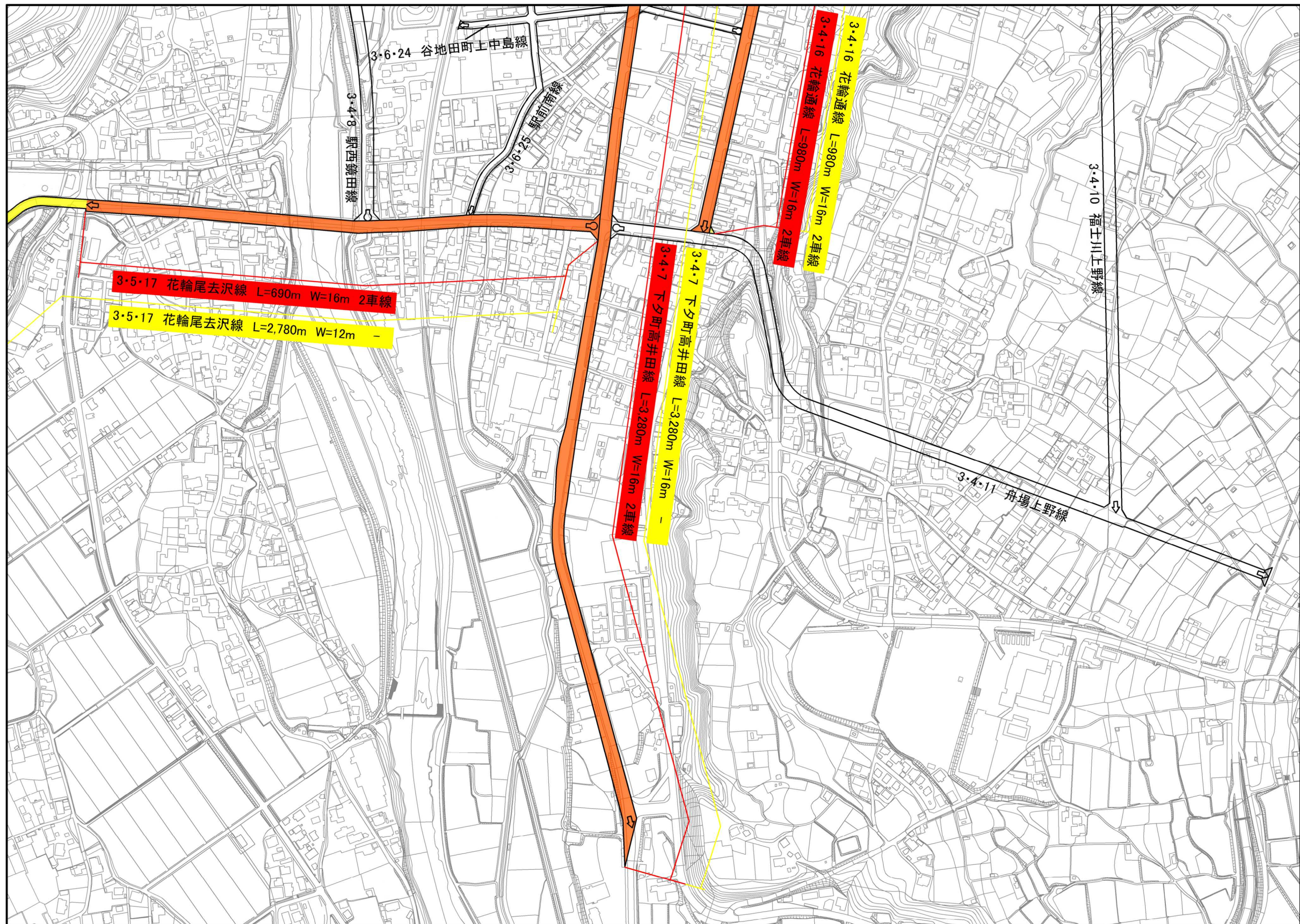
計画図 3・4・7 下夕町高井田線 その2 (秋田県決定)



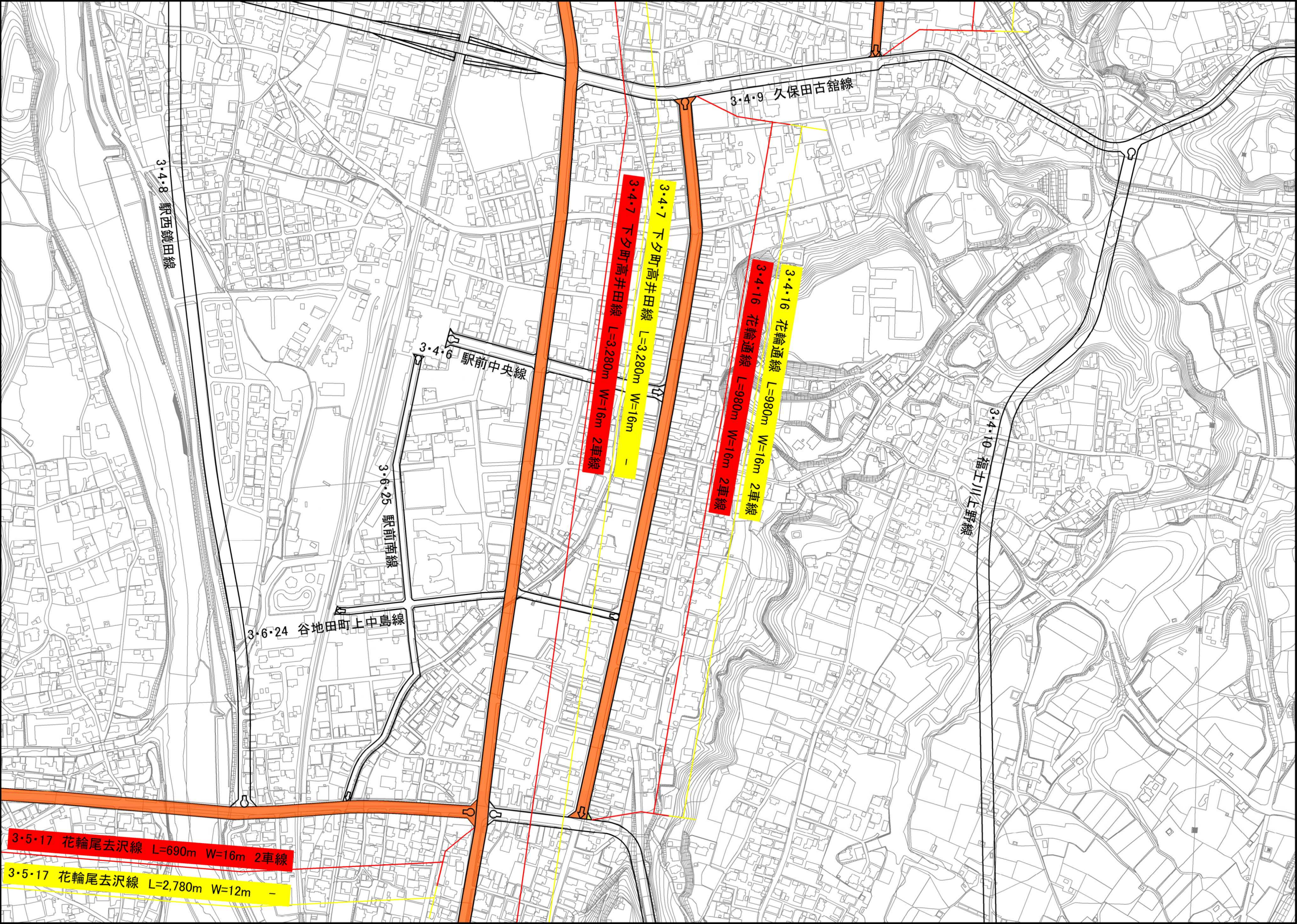
1:2,500



計画図 3・4・7 下夕町高井田線 その3 (秋田県決定)



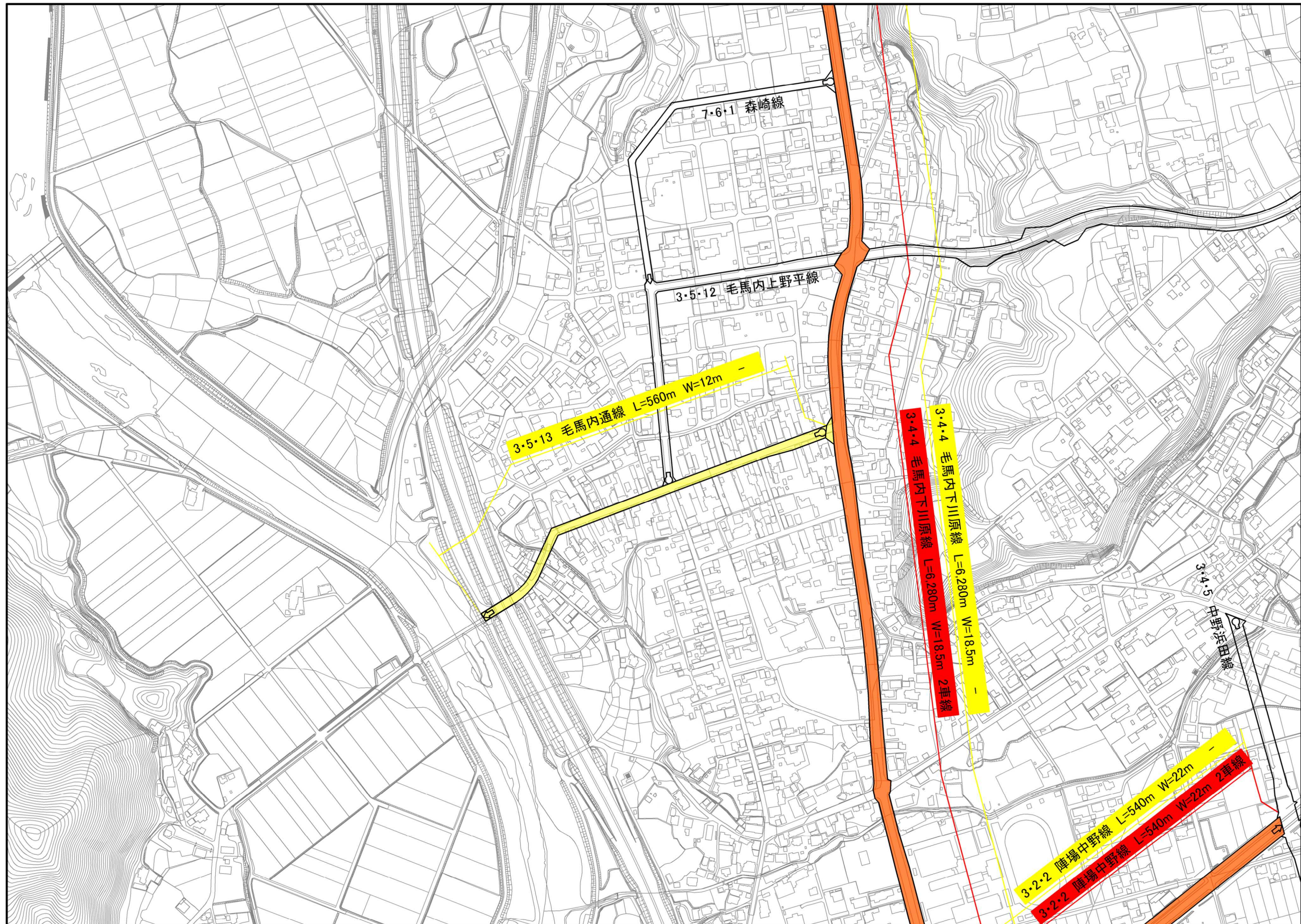
計画図 3・4・16 花輪通線 その1 (秋田県決定)



1:2,500

0 50 100 200 300 400 500m

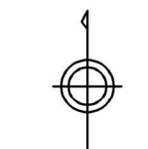
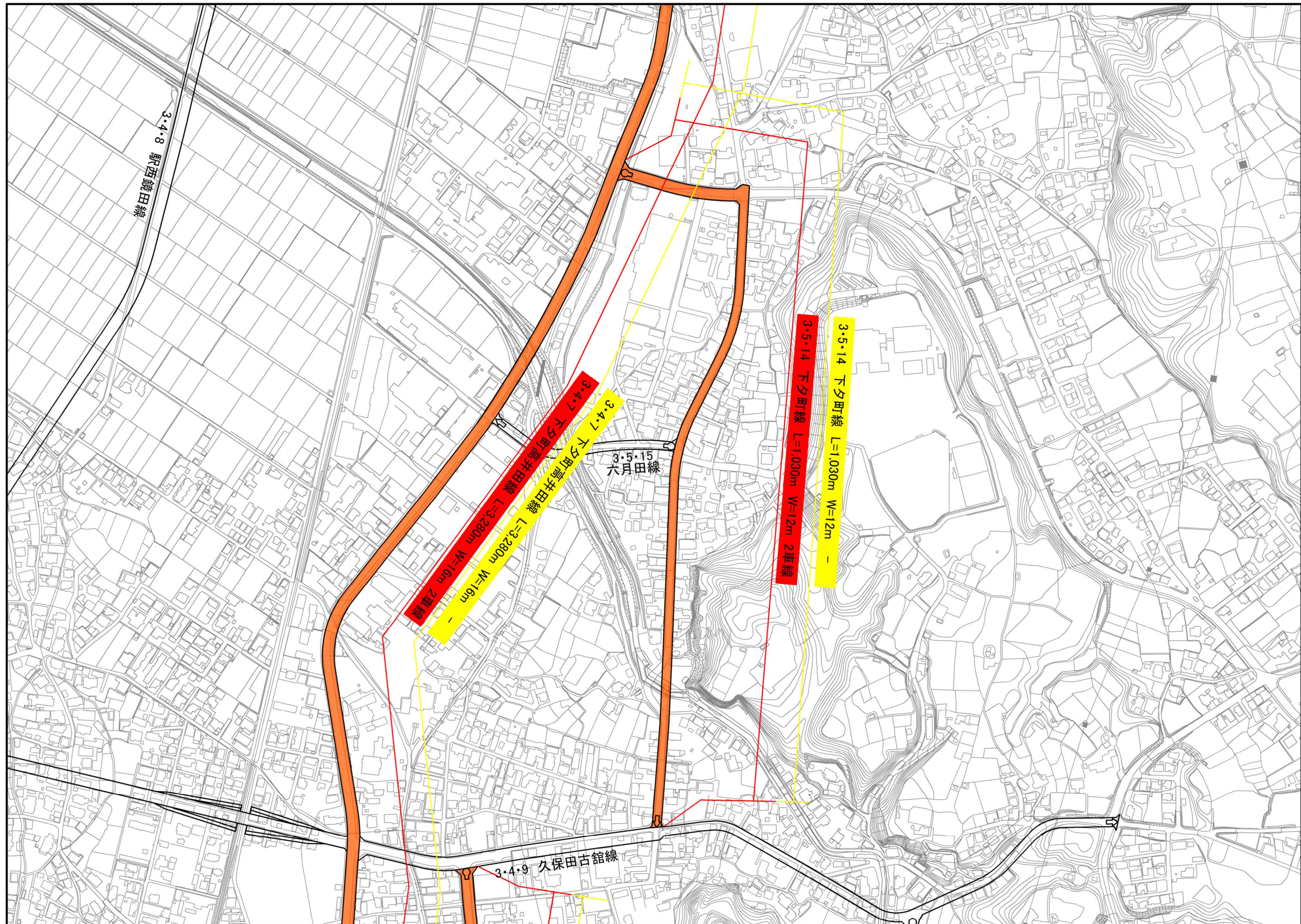
計画図 3・5・13 毛馬内通線 その1 (秋田県決定)



1:2,500

0 50 100 200 300 400 500m

計画図 3・5・14 下夕町線 その1 (秋田県決定)

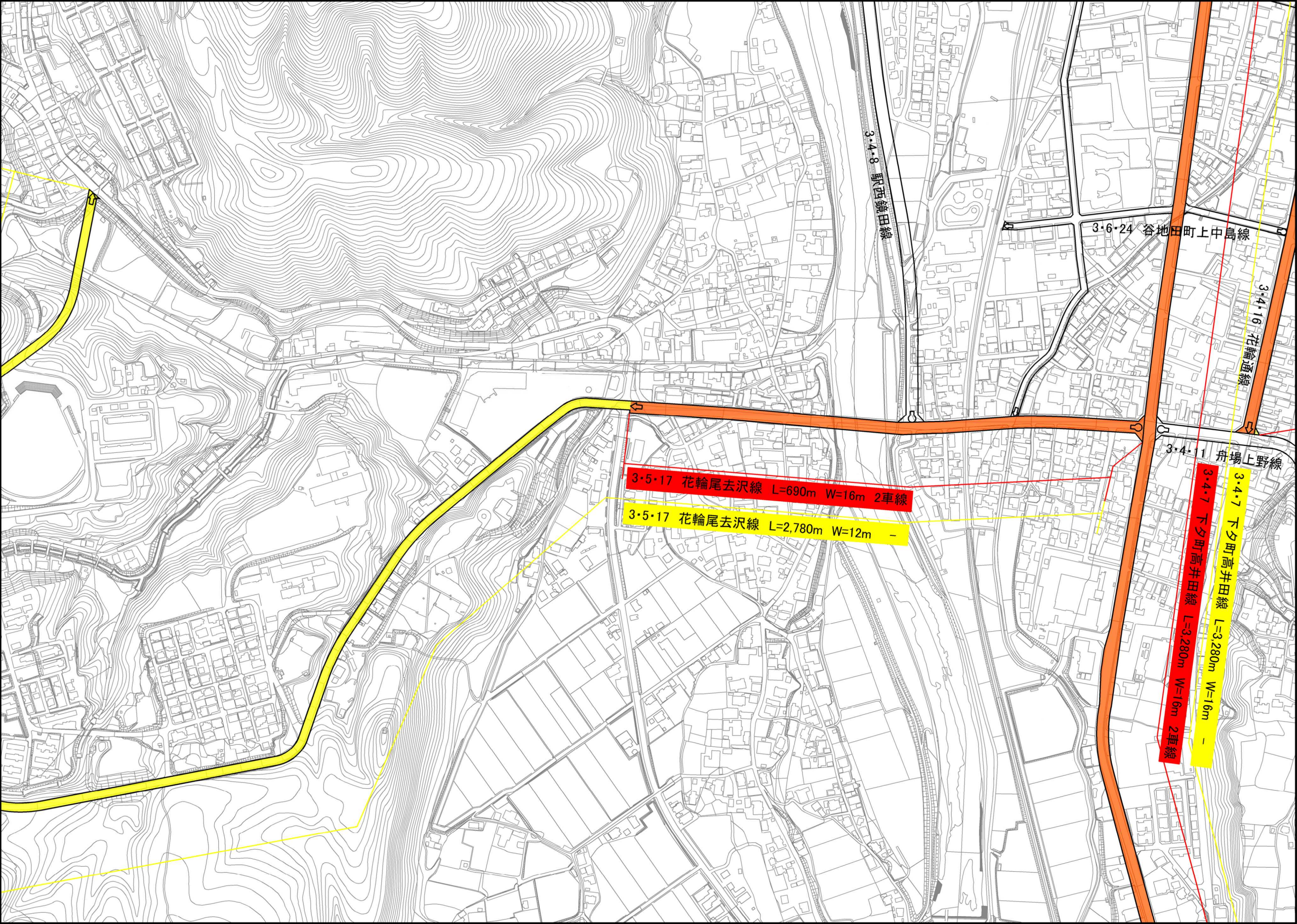


变更前
变更后

1:2,500

0 50 100 200 300 400 500m

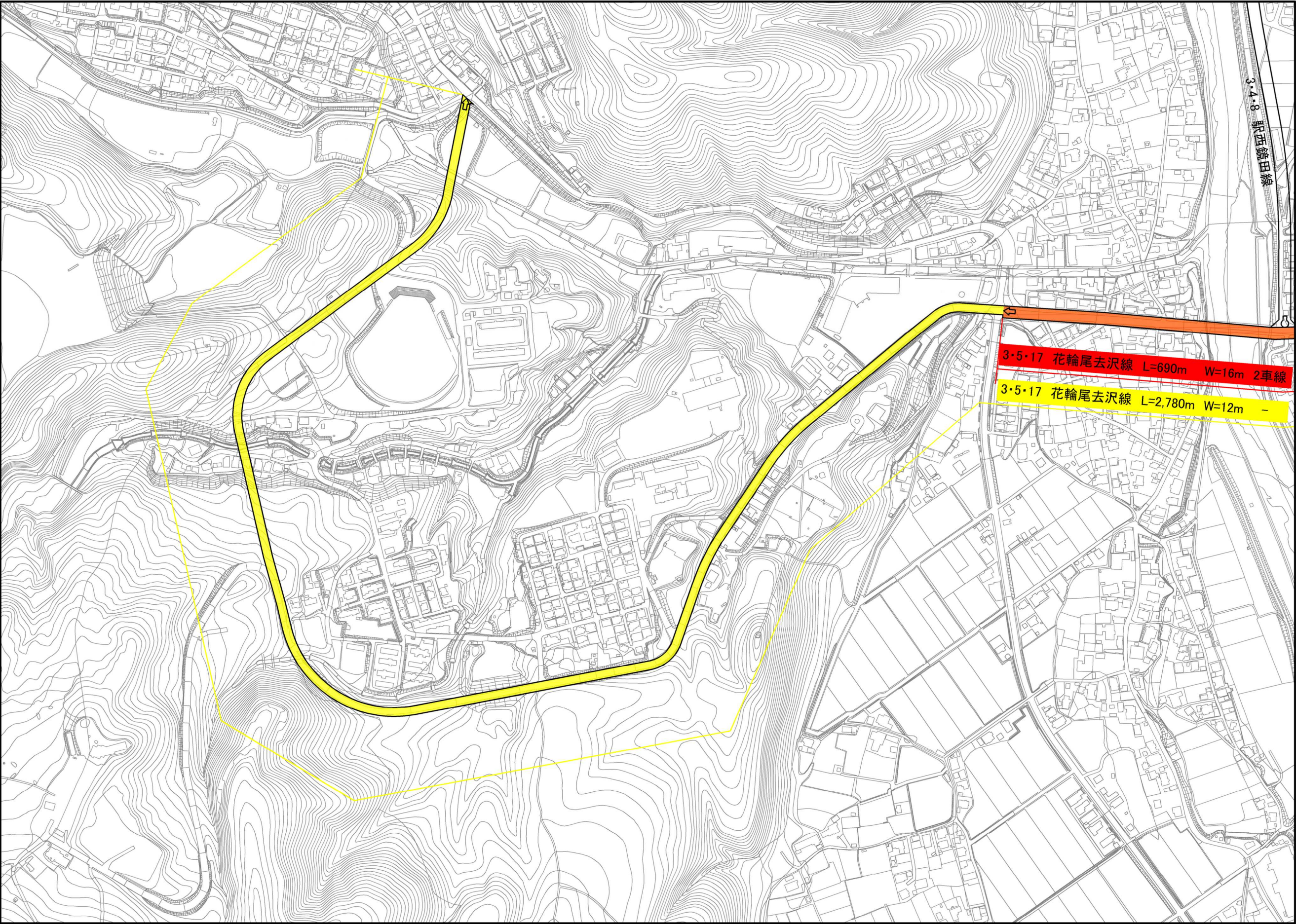
計画図 3・5・17 花輪尾去沢線 その1 (秋田県決定)



1:2,500

0 50 100 200 300 400 500m

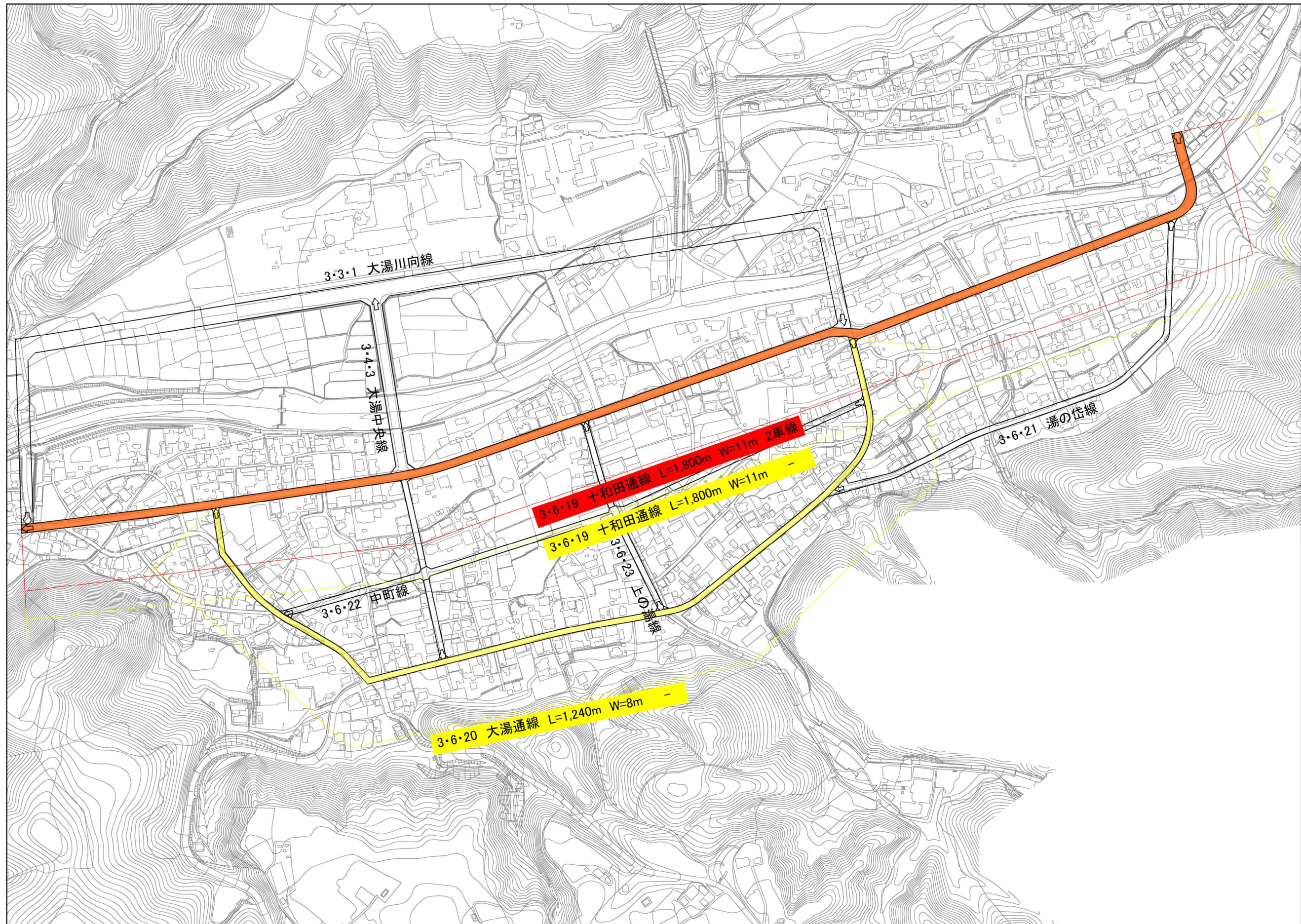
計画図 3・5・17 花輪尾去沢線 その2 (秋田県決定)



1:2,500

0 50 100 200 300 400 500m

計画図 3・6・19 十和田通線 その1 (秋田県決定)



1:2,500

0 50 100 200 300 400 500m

計画図 3・6・20 大湯通線 その1 (秋田県決定)

